

防犯連絡所の設置及び運営に関する基準要綱の制定について

(昭和61年8月1日)

(栃防少第2号ほか)

地域安全対策の一環として、地域安全運動の拠点である防犯連絡所の効果的運用を図るため、防犯連絡所の設置及び防犯連絡員の委嘱並びに任期等を定めたものである。